

## 河川敷地占用許可準則に基づく都市・地域再生等利用区域の指定等について

河川敷地占用許可準則（以下「準則」という。）第2章第1項の規定に基づき、都市および地域の再生等のために利用する施設が占有することができる河川敷地の区域（以下「都市・地域再生等利用区域」という。）を次のとおり指定する。

令和8年5月11日

秋田県知事

### 第1 都市・地域再生等利用区域

#### 1 指定範囲

一級河川雄物川水系松川の河川区域内で別図に示す区域

#### 2 指定年月日

令和8年5月11日

### 第2 都市・地域再生等占有方針

#### (1) 占有の許可を受けることができる施設

その他都市及び地域の再生等のために利用する施設（準則第2章第3項第11号）

#### (2) 許可方針

- 1 横手市の地域振興に寄与する。
- 2 河川管理者が必要として付した許可条件を遵守する。
- 3 占有の許可を受けることができる施設及びその周辺においては、良好な水辺空間を確保するため清潔の保持及び周辺への騒音の抑制等の環境の保全に努める。
- 4 占有の許可期間中に周辺住民及び河川利用者等から占有の許可を受けた施設等に関する苦情があった場合には、都市・地域再生等占有主体が解決に努める。
- 5 施設の使用にあたっては、その機能や稼働の支障とならないよう措置を講ずる。また、施設の使用に対し、河川管理者から指示があった場合は、その指示に従う。
- 6 降雨、水位、風、地震、津波等の情報を常に把握し、危険の恐れがある場合は施設の使用を中止し、速やかに河川管理者に連絡すること。また、施設の使用を中止した場合は、利用者を円滑に避難させること。
- 7 河川管理者が緊急的に施設を使用する場合は、直ちに使用を中止する。
- 8 施設使用者に占有の許可を受けた施設の使用をさせる場合には、使用契約を締結し、当該施設使用者を適切に指導監督すること。
- 9 施設使用者に占有の許可を受けた施設の使用をさせることにより施設利用料を得る場合には、その収入を当該占有許可を受けている河川敷地における施設の維持管理及び良好な水辺空間の保全、創出を図るための費用に充てること。
- 10 施設利用料の徴収及び活用状況を、河川管理者に、年一回以上で河川管理者が定める回数報告すること。

### 第3 都市・地域再生等占有主体

横手市（準則第2章第4項第1号）